

様式第3（第8関係）

指定管理者評価判定結果報告書

令和6年7月8日

高 浜 市 長 殿

高浜市やきものの里かわら美術館・図書館
指定管理者選定評価委員会
委 員 長 丹 羽 重 則

令和5年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名称	高浜市やきものの里かわら美術館・図書館			
2. 指定管理者の名称	かわら美術館・図書館運営共同事業体			
3. 指定期間	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	(1) 本館及びサービスポイントの利用並びにそれらの利用制限に関する業務 (2) 本条例第3条の事業の運営に関する業務 (3) 観覧料、講義室等の使用料(目的外使用に係るものを除く。)並びに模写等及び複写の手数料(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務 (4) 本館、サービスポイント及び収蔵庫の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務。ただし、サービスポイントについては、備品の維持管理に限る。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務			
5. 大分類項目の評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	120 点	90 点	75.0%	B
② 運営体制に関する事項	270 点	200 点	74.1%	B
③施設設備の維持管理他に関する事項	180 点	132 点	73.3%	B
6. 総合評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	570 点	422 点	74.0%	B
7. 評価結果についての講評				
別紙				

【評価委員会での意見等】

＜判定について＞

- ・ふたつの機能が一緒になって初めての評価が B となったが、どちらかに理由があるというものではなく、また、一緒になったがために B になったという事でもない。
- ・1 年間新体制で頑張ったうえで弱い点も見えてきて、そこはもっと頑張ってもらいたいという判定である。
- ・当委員会としては、指定管理者に対し、情報共有しながら上手に運営してほしい、と今後に期待するものである。

【各委員からのコメント】

＜全体的に＞

- ・報告書等を確認し、取組みができていると感じている。
- ・運営方針でかけられた目指す姿に向けて意識され、様々なアプローチがされている。本館では、玄関からのアプローチ部分について、図書館への誘導に対する工夫をしていただきたいと考える。森前公園含め周辺的环境も活かした事業展開を期待する。

＜ふたつの機能を合わせた成果について＞

- ・複合化のメリットを生かすには、双方の企画会議が定期的になされる必要があると思う。細かいすり合わせを行っていくよう期待する。
- ・複合施設としてスタートした難しさがあると思うが、どちらが上とか下とかではなく、互いの良さを生かしていただきたいと思う。
- ・まだ 1 年たっていない段階でメリットが評価できない。
- ・今年度の事業をしっかりと統括し、複合化・集約化のメリットを生かした工夫をし続けることを期待する。